

あぐり情報

営農生活課
齋藤 淑美



農業者年金制度の改正について

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、また、若い農業者が農業者年金に加入しやすくするため、農業者年金制度の法律や政令の改正が行われました。

この改正を受け、令和四年一月以降農業者年金制度が変わります。施行時期と制度改正の概要については、次のとおりです。

なお、改正は平成十四年一月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

新制度の農業者年金は積立方式の確定拠出型年金であり、受け取る年金額は自らが積み立てた保険料の総額とその運用成績に応じて決まります。一般的には運用期間を長くすることで、年金原資の充実が期待できますが、運用成績によっては必ずしも年金額が増えるとは限らず、マイナス運用が続いた場合には年金額が減少することもあり得ますのでよく理解した上で受給を開始する時期を選んでください。

改正その3
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事する方で、二十歳以上六十歳未満の国民年金第一号被保険者ですが、制度改正により令和四年五月一日より六十五歳まで加入できるようになります。

ただし、六十歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限り、国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が四百八十歳（四十年）に満たない六十歳

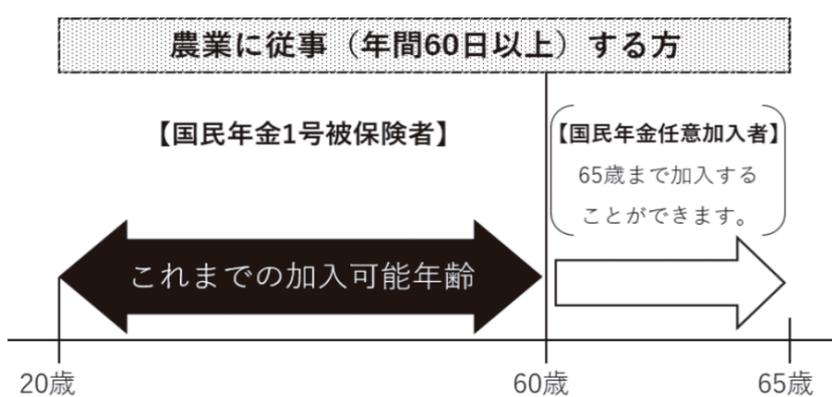
改正その1
若い農業者が加入しやすいうよう保険料が引き下げられます

現在の通常加入の保険料は下限が二万円以上上限が六万七千円となっておりますが、令和四年一月一日より三十五歳未満で一定の条件（左表参照）を満たす方は、一万円からでも通常加入できるようになります。なお、保険料は千円単位で選択可能で、加入途中で金額を変更することができます。

【保険料引き下げの対象者】
次の1〜5のいずれにも該当しない方

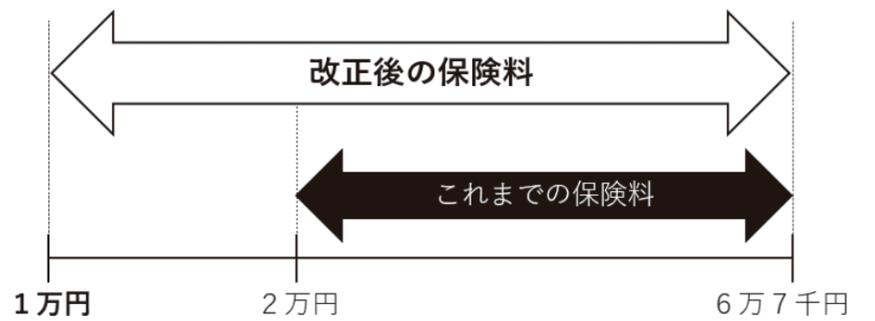
- 1 認定農業者かつ青色申告者
- 2 認定就農者かつ青色申告者
- 3 1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- 4 認定農業者又は青色申告者
- 5 1又は2以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

以上六十五歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。



※六十歳以降、農業者年金に加入する場合は通常加入のみとなります。※農業者年金の被保険者資格は六十歳に達した時に自動的に喪失するため、引き続き農業者年金に加入

【35歳未満の方の通常加入の保険料】



※通常加入で二万円未満の保険料を選択している方が、三十五歳になった又は認定農業者になった等1〜5のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を二万円以上に変更又は政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

改正その2
農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

農業者老齢年金（通常加入された方）については、令和四年四月一日より六十五歳以上七十五歳未満の間で受給開始時期を選択できるようになります。なお、裁定請求せずに七十五歳に達した時は、七十五歳から年金を受給することになります。また、これまで通り六十歳以上六十五歳未満の間で繰り上げ受給を選択することも可能です。

特例付加年金（政策支援加入された方）については、特例付加年金の受給要件を満たしていればいつでも受給開始時期を選択することができます。特例付加年金の受給要件は、以下の通りです。

- ① 六十歳に達した日の前日において二十年以上の保険料納付済期間を有していること
- ② 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ③ 六十五歳以上であること

年金には公的年金等控除が適用され

ます。

④ 一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助があります**
認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額二万円の保険料のうち最大一万円）があります。

ライフステージに合わせた加入が可能

今まで「保険料の下限が二万円は高い」といった理由で加入を見合わせていた方も、「収入があるうちは余裕があるので年金の受給開始時期を遅らせたい」とお考えの方も、より幅広く加入や受給について選択が可能になります。農業者年金に関するご相談等は営農生活課（松戸経済センター）までお問合せ下さい。

農業者年金ならではのこんなメリットがあります！

① 農業者なら加入できる**終身年金**
年間六十日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者（保険料免除者を除く）である二十歳以上六十歳未満（令和三年十月現在）の方が加入できます。

② 変更手数料は不要。保険料の見直しがいずれでも可能
経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。

③ 生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります
支払った保険料は家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となります。また、将来受け取る農業者